

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和2年度前期技能検定を次のとおり実施します。

令和2年3月2日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）及びフラワー装飾

(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、工場板金(曲げ板金作業及び打出し板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、塗装(金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカーク工事作業)及び塗料調色(調色作業)

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)によって行います。

3 技能検定試験の手数料

(1) 実技試験 18,200円

ただし、次の等級の技能検定試験を受験する者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。)であって、次に掲げる者に該当するものは、それぞれ次に定める額とします。

ア 1級又は単一等級の技能検定試験を受験する者のうち、次に掲げる者
9,200円

(ア) 県内に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、次に掲げる者

- a 県内において職に就いている者
- b 職に就いていない者
- (イ) 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者
- (ウ) 県内施設訓練生等
- (I) 県外施設訓練生等のうち、次に掲げる者
 - a 県内に住所を有する者
 - b 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。）
- イ 2級の技能検定試験を受験する者のうち、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 35歳未満の者（令和2年4月1日において35歳に達していない者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等（県外施設訓練生等にあつては、県内に住所を有する者に限る。） 2,900円
 - b aに掲げる者以外の者 9,200円
 - (イ) 35歳以上の者（令和2年4月1日において35歳に達している者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者 9,200円
 - (a) 県内において職に就いている者
 - (b) 職に就いていない者
 - b 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,200円

- c 県内施設訓練生等 2,900 円
- d 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 県内に住所を有する者 2,900 円
 - (b) 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。） 9,200 円
- ウ 3級の技能検定試験を受験する者のうち、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 35歳未満の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 県内施設訓練生等 2,900 円
 - b 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 県内に住所を有する者 2,900 円
 - (b) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - 県内において職に就いている者 2,900 円
 - に掲げる者以外の者 3,100 円
 - c a及びbに掲げる者以外の者 9,200 円
 - (イ) 35歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者 9,200 円
 - (a) 県内において職に就いている者
 - (b) 職に就いていない者

b 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,200 円

c 県内施設訓練生等 2,900 円

d 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 県内に住所を有する者 2,900 円

(b) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

県内において職に就いている者 9,200 円

に掲げる者以外の者 12,100 円

(2) 学科試験 3,100 円

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和2年6月8日（月曜日）から9月13日（日曜日）までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

ウ 問題の公表

実技試験問題は、令和2年6月1日（月曜日）以降に佐賀県職業能力開発協会より公表します。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1級及び2級

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 塗装	令和2年8月23日(日曜日)
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工	令和2年8月30日(日曜日)
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	令和2年9月6日(日曜日)

(イ) 3級

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機器組立て とび 左官 塗装 フラワー装飾	令和2年7月12日(日曜日)
金属熱処理	令和2年8月23日(日曜日)

(ウ) 単一等級

検定職種	実施期日
路面標示施工 塗料調色	令和2年9月6日(日曜日)

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類(運転免許証、学生証、健康保険証等公的証明書の写しで氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

エ 実技試験手数料の減免を受けようとする場合は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

- (ア) 3の(1)のアの(ア)のaに該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (イ) 3の(1)のアの(ア)のbに該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び雇用保険被保険者離職票その他の職に就いていないことが確認できる書面の写し
- (ウ) 3の(1)のアの(イ)に該当する者 就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (エ) 3の(1)のアの(ウ)に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (オ) 3の(1)のアの(エ)のaに該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (カ) 3の(1)のアの(エ)のbに該当する者 就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (キ) 3の(1)のイの(ア)のaに該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し(県外施設訓練生等に限る。)及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (ク) 3の(1)のイの(イ)のaの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (ケ) 3の(1)のイの(イ)のaの(b)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び雇用

保険被保険者離職票その他の職に就いていないことが確認できる書面の写し

- (コ) 3の(1)のイの(1)のbに該当する者 就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (カ) 3の(1)のイの(1)のcに該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (シ) 3の(1)のイの(1)のdの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (ス) 3の(1)のイの(1)のdの(b)に該当する者 就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (セ) 3の(1)のウの(ア)のaに該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (ソ) 3の(1)のウの(ア)のbの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (タ) 3の(1)のウの(ア)のbの(b)の に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書及び就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (チ) 3の(1)のウの(ア)のbの(b)の に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (ツ) 3の(1)のウの(1)のaの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し

- (㊦) 3の(1)のウの(イ)のaの(b)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び雇用保険被保険者離職票その他の職に就いていないことが確認できる書面の写し
- (㊧) 3の(1)のウの(イ)のbに該当する者 就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (㊨) 3の(1)のウの(イ)のcに該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (㊩) 3の(1)のウの(イ)のdの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (㊪) 3の(1)のウの(イ)のdの(b)の に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書及び就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (㊫) 3の(1)のウの(イ)のdの(b)の に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書

(2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号 840-0814

佐賀市成章町1番15号

電話番号 0952-24-6408

(3) 受付期間

令和2年4月6日(月曜日)から同月17日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日は除く。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会及び県内各公共職業能力開発施設で配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、佐賀県職業能力開発協会（電話番号 0952-24-6408）まで御連絡ください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定の受検申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、佐賀県職業能力開発協会へ同協会が指定する方法により納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

7 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県がその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会が書面でその旨を通知します。

また、3級職種（金属熱処理を除く。）技能検定合格者の受検番号は令和2年8月28日（金曜日）に、それ以外の等級・職種の技能検定合格者の受検番号は10月2日（金曜日）に佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）等で発表します。

(2) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び

3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

8 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県産業労働部産業人材課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952-25-7310）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号 840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話番号 0952-24-6408）にお問い合わせください。